

令和7年度 久万高原町立明神小学校いじめ防止基本方針

【本校のいじめに対する基本的な考え方】

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめに対する基本認識

本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらもこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

全教職員
（職員会
生徒指導情報交換）

【家庭・地域】

PTA（青少年健全育成連絡協議会、PTA役員会、PTA総会など）、学校評議員、人権擁護委員、公民館、民生児童委員

【関係機関】

久万高原町教育委員会
久万高原警察署
久万高原町立病院等の医療機関
社会福祉協議会
弁護士 等

【いじめ防止】

- ① 校内研修の充実
- ② 児童会活動の充実
- ③ 異年齢集団活動の実施
- ④ 道徳性を培う道徳教育の推進
- ⑤ 豊かな心の醸成を図る体験活動の充実
- ⑥ 互いを認め合う学級経営の充実
- ⑦ 家庭・地域社会・関係機関との連携の強化

【早期発見】

- ① 教職員による観察や情報交換
- ② 定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ③ 教育相談体制の整備
- ④ 情報モラルを身に付けさせる指導の実施
- ⑤ 保護者や地域、関係機関等との連携

【いじめ防止対策年間指導計画】

一学期

一学期

三学期

職員会にて生徒指導情報交換

いじめアンケート⑪回

・明神っ子のくらし（生活指導）の研修
・アンケートや教育相談、個別懇談の研修
・青少年健全育成連絡協議会

・いじめに関する研修
・人権・同和教育に関する研修
・アンケートや教育相談、個別懇談の研修

・「いじめSTOP！デイplus」への参加

・進学、進級に関する研修
・アンケートや教育相談の研修

年度末 いじめ防止対策委員会（家庭・地域含む）

学校いじめ防止基本方針の策定、検討

異年齢集団活動の充実

全校遊び・全校運動の確保

児童会活動・特別活動の充実

人権・同和教育・道徳教育の推進

学校いじめ防止基本方針の検証

【いじめに対する措置】

① いじめへの初期対応

(いじめと疑われる行為→直ちに止めさせる。児童や保護者からの相談・訴え→真摯に傾聴する。)

いじめの兆候を認識した場合には、早い段階からの的確に関わりをもち、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、保護者等と協力して対応する体制を整える。

② 組織的な対応

(教職員は1人では抱え込まず「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。)

③ いじめられた児童またはその保護者への支援

いじめられている児童から事実関係の聴き取り後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守るための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。

④ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係を聴き取り、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止するための措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画(出席停止も含む)、警察との連携等、毅然とした対応を行う。

⑤ いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果から聴き取り調査の絞り込みを行う。

⑥ 集団への働きかけと継続的な指導

「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑦ ネット上でのいじめへの対応

教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けて未然防止に努める。ネット上の不適切な書き込み等については、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。

⑧ 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。

⑨ 重大事態への対処

学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧の対応をするとともに教育委員会へ報告する。教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。その後、必要な措置をとる。

【家庭や地域に協力を求めること】

【家庭】

- 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。
- 子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。
- けがや金品などの被害にあったら、学校や警察署などの諸機関に相談しましょう。
- 我が子が「いじめる側」にならないように話をし聞かせましょう。

【地域】

- 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声をかけましょう。
- いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意するとともに家庭や学校に連絡しましょう。
- 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。
- 子どもたちは「地域の宝」です。地域を子どもにとって安らぎの場としましょう。